

# 一般社団法人和泉大津地区労働基準協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、一般社団法人和泉大津地区労働基準協会と称する。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を大阪府泉大津市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

この法人は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令を普及促進し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るため必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第4条

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止のための労働安全衛生法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事項
- (2) 労働者の福祉の向上のための労働基準法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事項
- (3) 労働保険事務組合としての認可に基づく、労働保険事務組合委託の手続きに関する事項
- (4) 関係図書、安全衛生用品等の斡旋に関連する事項
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

### 第5条

この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

### 第6条

この法人の社員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

### 第7条

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員は社員総会において別に定める会費規程により、会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条

社員は、所定の退社届を提出して、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は、解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 社員の除名
- (7) その他法令で定められた事項

(開催)

第13条

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が社員総会を招集する。
- 3 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

#### 第15条

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席した場合は副会長がこれに当たる。

(議決権)

#### 第16条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

#### 第17条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

#### 第18条

社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

#### 第19条

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

#### 第20条

理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条

社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条

この法人には、次の役員を置く

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、この法人の業務を遂行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

#### 第26条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

#### 第27条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

#### 第28条

理事及び監事の報酬は無報酬とする。

ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

#### 第29条

この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

#### 第30条

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

#### 第31条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

### 第32条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

### 第33条

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

### 第34条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

(決議)

### 第35条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

### 第36条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

### 第37条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

### 第38条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 部会

(部会)

### 第39条

この法人の第4条の事業を行うに必要な事務を処理するため、総務部会、安全部会、衛生部会を置く。

- 2 前項の部会の業務内容及びその運営については、理事会の権限を奪うことがない範囲で、理事会の承認を得て、会長が定める。

## 第8章 会計

(事業年度)

### 第40条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

### 第41条

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

### 第42条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

### 第43条

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

#### 第44条

この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

#### 第45条

この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

#### 第46条

この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

#### 第47条

この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

- 2 貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

### 第11章 委員会

(委員会)

#### 第48条

この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第12章 事務局

(事務局)

#### 第49条

この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。



(委任)

第50条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、会長及び副会長とする。  
会長 高瀬 晋  
副会長 田口 義丈、安藤 年雄、田中 良和

平成25年10月22日臨時総会において改訂